

議案第123号

松阪市印鑑条例の一部改正について

松阪市印鑑条例（平成17年松阪市条例第146号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市印鑑条例（平成17年松阪市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（民間端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）

第13条 第10条及び第11条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、民間端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第2条 松阪市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条を削り、第13条中「第10条及び第11条」を「前条」に改め、同条を第11条とし、第14条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は平成30年2月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。